

入会申込書

一般社団法人山口県設備設計事務所協会会長 殿

一般社団法人山口県設備設計事務所協会の趣意に賛同し正会員として入会致したく
お願い申し上げます。

令和 年 月 日

申込者 住 所
事務所名
代表者名

㊦

推薦状

一般社団法人山口県設備設計事務所協会会長 殿

私は上記、申込者を一般社団法人山口県設備設計事務所協会の正会員に責任を持って
推薦致します。

令和 年 月 日

推薦者 住 所
事務所名
代表者名

㊦

令和 年 月 日

推薦者 住 所
事務所名
代表者名

㊦

定款（抜粋）

（会員の種別）

第6条 この法人の会員は次の5種とする。正会員及び準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の社員とする。

(1)正会員 県内に事業所をおく建築設備設計事務所、建築設備部門を有する建築事務所

（入会）

第7条 当法人に会員として入会しようとする者は、正会員2名の推薦をもって入会申込書を会長に提出して理事会の承認を得なければならない。

会員規則（抜粋）

（総則）

第1条 この規則は、一般社団法人 山口県設備設計事務所協会（以下「本会」という）定款の運営について定めるものとする。

（会員）

第2条 定款第7条の規定に基づく本会への入会承認基準は次のとおりとする。

(1)正会員、準会員、賛助会員は、定款7条による。

(2)名誉会員、特別会員は、理事全員の承認を得なければならない。

（入会金）

第3条 定款第8条の規定に基づく入会金は、次のとおりとする。

(1)正会員 20,000円

（会費）

第4条 定款第8条の規定に基づく会費は、次のとおりとし一括納入とする。

(1)正会員 年額 40,000円

設備社員2名以上の場合は、設備社員1名につき5,000円加算とする。

ただし、設備社員が準会員となる場合は免除とする。

(2)準会員 団体・法人 年額 20,000円

個人 年額 10,000円

(3)賛助会員 製造業 年額 40,000円

施工業 年額 30,000円

2 年度途中で会員となった者は、月割による額を一括納入とする。